

平成 18 年度

「行政の福祉化」の取組み状況について（報告）

（案）

平成 19 年 3 月

行政の福祉化推進会議事務局

目 次

はじめに	1
1 官公需発注に際して、障害者雇用・就労支援の検討	
(1) 障害者など就職困難者の雇用促進のための手法	1
①競争入札における最低制限価格の設定及び低入札価格調査制度の導入	
②障害者雇用等に配慮した清掃業務の発注手法の検討	
③清掃業務の就労訓練の取組み	
④IT関連業務のアウトソーシング	
(2) 企業の障害者の雇用を誘導するための手法	7
①公共事業発注における雇用、就業促進	
②大阪府ハートフル企業顕彰制度及び顕彰企業への配慮事項	
(3) 安定的な授産製品調達のための仕組み	9
①物品購入等における随意契約の活用の検討	
2 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用	
(1) 障害者の雇用促進	11
①緊急地域雇用創出基金による障害者雇用の拡大	
(2) 常用雇用促進に向けた取組み	13
①基金での新規雇用労働者の再就職についての働きかけ	
(3) 求人情報の効果的な情報提供システムの構築	14
①求人情報の提供の充実・市町村への働きかけ	
3 既存資源の福祉的活用の検討	
(1) 既存資源の活用に向けた地域ニーズとのマッチングシステムの検討	15
①府営住宅	
②府立高等学校余裕教室	
(2) 府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援	17
①優先入居	
②入居後の福祉支援	
4 公務労働における障害者等の就労促進方策の検討	
(1) 障害者等就労支援推進会議の開催	20
(2) 知的障害者の非常勤職員での雇用（事務）に向けた取組み	20
(3) 母子家庭の母等の非常勤職員での雇用（事務）に向けた取組み	21

(4)公務労働におけるさらなる取組み……………22

①知的障害者モデル実習

②精神障害者職場実習

5 プラザ外報告書策定（平成15年3月）以降の新たな取組み

(1) 公の施設における指定管理者制度導入にあたって、障害者雇用の促進など「行政の福祉化」の視点を検討……………24

(2) 清掃業務を活用した総合評価一般競争入札をはじめとする府の行政の福祉化の取組みの市町村への普及啓発……………27

①市長会・町村長会（健康福祉合同会議での普及啓発）

②ブロック別説明会の開催

(3) 行政の福祉化推進会議を始めとする推進体制の整備……………29

①行政の福祉化推進会議

②人権の視点に立った制度検討会の設置

はじめに

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働など各分野の連携のもとに施策の創意工夫や改善を通して、障害者や母子家庭の母、高齢者などの雇用・就労機会の創出や自立支援に取り組むいわゆる「行政の福祉化」は、平成 11 年 11 月に副知事をトップに全庁にまたがるプロジェクトチームを発足させ、種々の検討を行い、平成 12 年 3 月に「行政の福祉化促進プロジェクト報告書」をとりまとめ、様々な取組みを進めてきた。

報告書を取りまとめて 2 年余りが経過する中、社会情勢の変化などを踏まえた新たな課題に対応するため、平成 14 年 6 月に行政の福祉化推進プロジェクトチームを再度設置し、平成 15 年 3 月に新しい「行政の福祉化推進プロジェクト報告書」を策定した。

策定にあたって、雇用失業情勢が一層の厳しさを増す中、とりわけ障害者や母子家庭の母をめぐる雇用関係は特にきびしいものがあったため、これまでの取組みを総括しながら、さらに充実・強化するため、府の公共発注や公務労働を活用して、障害者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で重点的に検討を行った。

この新しい「行政の福祉化推進プロジェクト報告書」は、

- (1) 官公需発注に際して、障害者雇用・就労支援の検討
- (2) 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用
- (3) 既存資源の福祉活用の検討
- (4) 公務労働分野における障害者等の就労促進方策の検討
- (5) これまでの取組みのさらなる推進と今後の推進体制について

の 5 つの重点検討項目について、検討を行い、実施すべき項目・方向性を見出す項目等に整理したものである。

「行政の福祉化推進プロジェクト報告書」に基づき、全庁をあげた様々な取組みをすすめているところであるが、今般、報告書で位置づけた取組みについての状況をとりまとめた報告書を作成した。

今後、大阪府の行政の福祉化の取組みが、府民の幅広い理解と協力のもと、市町村をはじめ、国、企業などにも広がり、障害者や母子家庭の母などの雇用・就労機会を創出し、自立を支援する取組みが広まるよう積極的に進めていくものである。

1 官公需発注に際して、障害者雇用・就労支援の検討

(1) 障害者など就職困難者の雇用促進のための手法

①競争入札における最低制限価格の設定及び低入札価格調査制度の導入

障害者等就職困難層の就労機会の確保に影響を及ぼす懸念があった競争入札における予定価格を大幅に下回る受注を防止する観点から平成14年3月に地方自治法施行令が改正され、工事・製造の請負契約に限定されていた低入札価格調査制度と最低制限価格制度がすべての請負契約に拡大されることとなった。

この改正を受け、清掃業務の発注に関して、その導入について委託役務庁内検討会議と連携しながら検討を行った結果、清掃業務の発注にあたっては、統一的な積算基準に基づき、標準的な仕様を作成するとともに、最低制限価格の設定及び低入札価格調査を平成15年度から実施することとした。

②障害者雇用等に配慮した清掃業務の発注手法の検討

■大規模施設における総合評価入札（総合評価方式）の実施【全国初の取り組み】

雇用情勢が厳しさを増し、とりわけ障害者など就職困難者を巡る雇用環境は、特に厳しい中、官公需発注における障害者などの雇用・就労支援を行う観点から、平成15年度に全国初の取り組みとして、大規模施設（WTO物件）での清掃業務発注において、評価項目に障害者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度をモデル的に導入し、16年度には新たに7施設において同種の総合評価入札制度を検討・実施し府の大規模施設の全ての物件（9施設）で本格実施した。さらに、17年度には、同様の9施設において、20年度までにおける総合評価一般競争入札を実施した。（表1-1）

障害者の雇用実績等については表1-2、1-3に示している。

表 1-1 本格実施発注物件

大阪府本庁舎	府立大学	精神医療センター
門真運転免許試験場	急性期・総合医療センター	成人病センター
産業技術総合研究所	呼吸器・アレルギー医療センター	母子保健総合医療センター

表 1-2 総合評価入札導入施設数及び知的障害者雇用実績状況

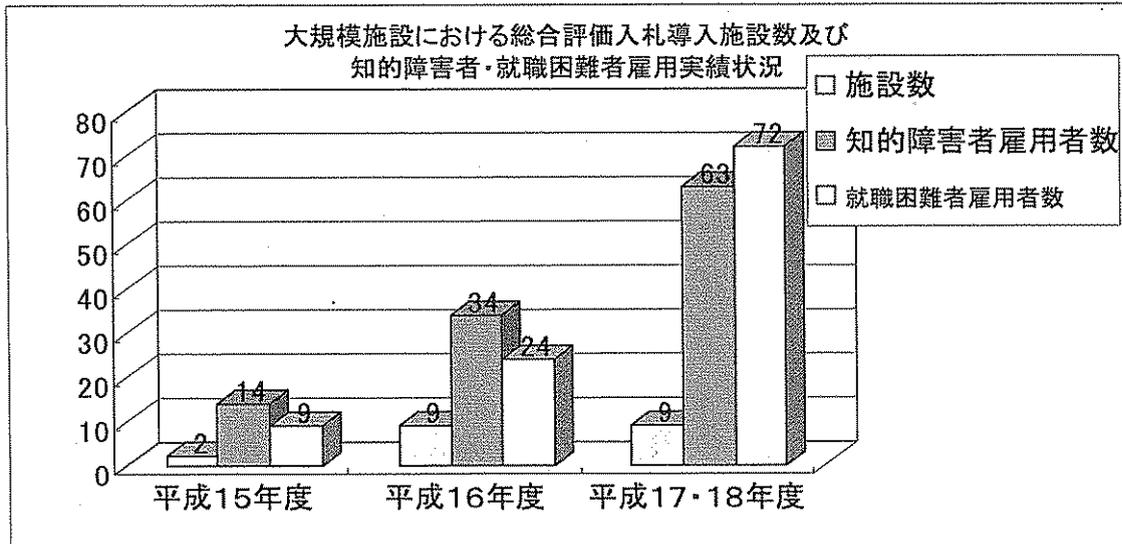


表 1-3 知的障害者・就職困難者雇用状況（大規模施設）〔平成19年4月1日時点〕

【大規模施設】	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17・18 年度 (契約期間3年)
施設数（ヶ所）	2	9	9
知的障害者雇用数（人）	14	34	63
当該現場	14	34	39
当該現場以外	0	0	24
就職困難者雇用数（人）	9	24	72
地域就労支援C	9	7	28
障害者就業・生活支援C	0	2	6
母子家庭等就業自立・支援C	0	3	4
ホームレス自立支援C	—	12	34

平成 17 年度における制度の改善充実

制度創設 3 年目を迎えた平成 17 年度に、知的障害者の雇用促進や自立支援がより一層図られるよう制度の改善・充実を行なった。

具体的には、公共性評価項目（福祉への配慮）の評価点を拡大させるとともに、障害者及び就職困難者の就労促進・自立支援に対する理解度が高く、障害者等の雇用に取り組んできた企業若しくは取り組もうとする企業が評価されるよう評価項目を充実させた。

・公共性評価項目（福祉への配慮）の評価点の拡大

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
価格評価	70 点	62 点	50 点
技術・公共性評価	30 点	38 点	50 点
うち、福祉への配慮	13 点	16 点	30 点

・公共性評価項目（福祉への配慮）の評価項目の充実

⇒これまでの障害者等の雇用状況（雇用率、雇用者数、定着率、雇用継続期間等）を総合的に評価する。

⇒障害者等の継続雇用に対する考え方や新たに雇用する障害者等の雇用条件（勤務期間、勤務時間、保険加入等）を確認する。

■中規模施設における総合評価入札制度の検討【平成18年度実施】

平成17年度に人権の視点に立った制度検討会において中規模施設における総合評価入札制度に関する評価項目・対象施設等の検討を行なった結果、「就職困難者」の雇用を評価の中心に位置付け、府民センターにおいて実施することとした。

中規模施設における総合評価入札制度の概要

【評価項目】

- ・「就職困難者」の雇用を評価の中心に位置付ける。
- ・今後、市町村への制度の導入の拡大を推進していくため、容易に評価可能な項目の設定に努めた。

【価格評価】

- ・大規模施設同様に価格評価は50点とする。
- ・低入札調査基準価格を下回る価格で入札した場合の取り扱いは、大規模施設同様入札者から入札金額の積算内訳等を提出させて事情聴取するなどの調査を行なう。

【福祉評価】

- ・広く新規企業の参加を促すため、就職困難者・知的障害者現場雇用とも、新規雇用を評価する。

【対象施設】

- ・就職困難者の新規雇用を求めることから、ある程度契約額が高額な物件がスムーズに導入を図ることができる。
- ・今後、府が市町村へ導入の拡大を推進していくため、市町村が参考とできるような身近な施設を選定し、平成18年度にモデル的に実施した。

中規模施設における総合評価入札実施状況

- 平成18年度 3施設（北河内、南河内、泉南）
- 平成19年度 2施設（三島、泉北）
（予定）

表1-4 知的障害者・就職困難者雇用状況（中規模施設）【平成19年4月1日時点】

【中規模施設】	平成18年度 （契約期間3年）
施設数（ヶ所）	3
知的障害者雇用数（人）	3
就職困難者雇用数（人）	3
地域就労支援C	2
障害者就業・生活支援C	0
母子家庭等就業自立・支援C	0
ホームレス自立支援C	1

■小規模施設において非常勤職員としてモデル雇用を実施

平成15年度から府の出先機関（池田保健所、池田子ども家庭センター、寝屋川*子ども家庭センター）の清掃業務において、就労訓練を修了した知的障害者を非常勤職員として雇用している。平成17年度からは、岸和田子ども家庭センターにおいても新たに1名雇用している。 *堺市子ども家庭センター

表1-5小規模施設における非常勤職員モデル雇用者数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
雇用者数	3人	3人	4人	4人

③清掃業務の就労訓練の取組み

（大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合）

府は、平成11年度より、府有施設における清掃業務発注を、「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)」に就労訓練の場として提供し、知的障害者等の就労支援に努めてきた。平成17年度においては、府の108施設における清掃現場を訓練の場として、「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合」に提供したところであり、今後も引き続き、訓練修了生の民間企業での雇用につなげる取り組みを支援していく。

表1-6 通年現場における施設数、訓練生の推移

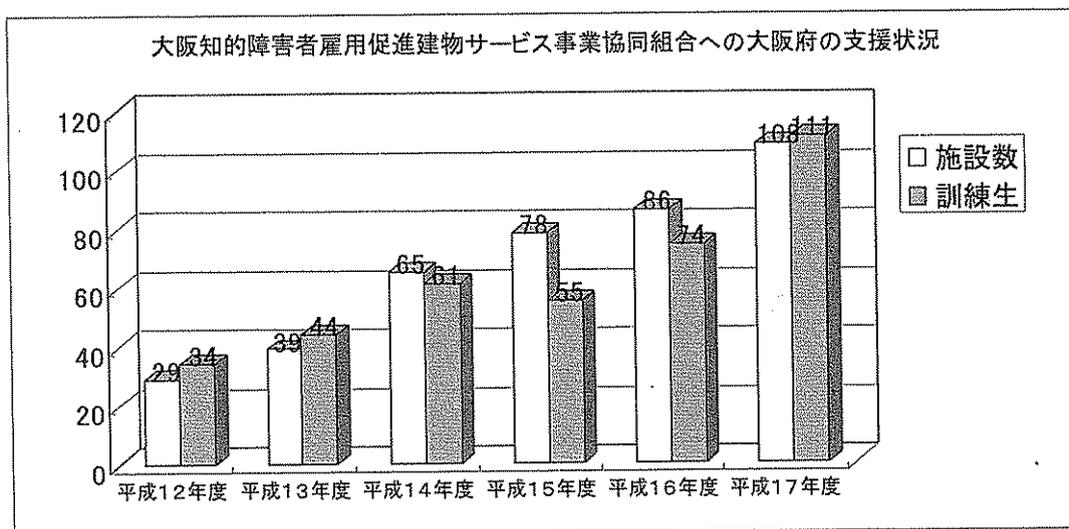


表1-7 府における提供施設数及び清掃業務発注額（総括表）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
施設数	29ヶ所	39ヶ所	65ヶ所	78ヶ所	86ヶ所	108ヶ所
通年	13ヶ所	23ヶ所	23ヶ所	26ヶ所	26ヶ所	32ヶ所
通年以外	16ヶ所	16ヶ所	42ヶ所	52ヶ所	60ヶ所	76ヶ所
訓練生(通年)	34人	44人	61人	55人	74人	111人
発注額(千円)	106,565	144,736	176,082	189,680	210,278	234,180

④ IT関連業務のアウトソーシング

■ IT関連業務を活用した在宅障害者の就労支援

障害者ITサポートセンターに、府のIT関連業務の一部をアウトソーシングすることにより、在宅障害者への就労支援を行う取り組みを実施した。さらに、平成16年度には、障害者ITサポートセンターを拡充して大阪府障害者ITステーションを設置し、IT関連業務の一部アウトソーシングに加え、障害者のテレワーク就労の推進を図っている。

大阪府ITステーションの概要

大阪府ITステーションは、障害者を含めた誰もがITを主体的に利用でき、その利用機会を通じて個々の能力を最大限に発揮することが可能となる「ユニバーサルデザイン社会」を実現し、「障害者のIT利用日本一のまち・大阪」を目指す、障害者のためのIT利用総合支援拠点として位置付けている。

[住所]：大阪市天王寺区六万體町3-21

[規模]：地上5階、地下1階、延床面積2,400㎡、
配置パソコン数300台

表1-8 障害者ITサポートセンターを活用した業務件数及び発注額

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
業務件数	6件	7件	21件	24件	39件
発注額(千円)	46,311	70,280	31,337	21,927	41,191

(注) 平成13,14年度は雇用基金による委託を含む。

(2) 企業の障害者の雇用を誘導するための手法

① 公共事業発注における雇用、就業促進

■ 障害者雇用啓発の実施

入札契約締結時に啓発リーフレットを配付するなどし、障害者の雇用のための啓発を行なった。(表1-9)

表 1-9 障害者雇用啓発リーフレット配布実績

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
物品関係	約 2,900 社	約 3,800 社	約 1,400 社	約 4,700 社
請負業務関係	約 1,100 社			

■競争入札における障害者雇用の配慮

府が発注する建設工事の入札参加資格申請時においては、建設工事入札参加資格の等級区分評点において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障害者雇用率を超える雇用を達成した企業について、福祉点として8点を加算することとし、平成 14 年 4 月 1 日から運用を開始している。障害者雇用状況に応じた評点への加算の考え方及び福祉点を加算した企業数については表 1-10、1-11 に示している。

また、清掃業務委託において総合評価制度を導入した一般競争入札を本格実施し、その際の評価項目に障害者雇用状況等を加えた。

表 1-10 等級区分評点

等級区分評点	=	経営事項審査点数	+	地元点	+	福祉点*	+	ISO 点
<small>※ 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用率を超える雇用を達成した企業について加算する点数(8点)</small>								

表 1-11

年度	平成 14・15 年度	平成 16 年度	平成 17・18 年度
福祉点加算企業	379 社 (8,955 社中)	430 社 (8,446 社中)	403 社 (8,194 社中)
加算企業の割合	4.2%	5.1%	4.9%

②大阪府ハートフル企業顕彰制度の創設

■大阪府ハートフル企業顕彰制度の概要【全国初の取組み】

大阪府内の民間事業所を対象として、障害者雇用に関わる様々な企業の貢献活動に焦点をあて、事業所から自主的に応募していただき、優れた活動をしている事業所を表彰し、府民に広く紹介するもので、全国初の顕彰制度として、平成 15 年度から実施している。

なお、顕彰制度への応募企業数等については、表 1-12 のとおり。

■ 顕彰企業への配慮事項の検討

- 総合評価入札制度（大規模、中規模）の評価基準への導入
- 指定管理者制度の評価への反映

表 1-12 大阪府ハートフル企業顕彰制度の応募状況等

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
応募企業数	63 社	67 社	59 社	36 社
顕彰企業数	11 社	10 社	8 社	1 社

(3) 安定的な授産製品調達のための仕組みづくり

① 物品購入等における随意契約の活用の検討

少額の随意契約制度を活用した授産施設等からの調達拡大のため、全庁的に適用可能な少額の随意契約制度を活用した「障害者授産施設等からの授産物品等の調達に関する取扱指針」を作成し、授産施設等からの調達の拡大を図っている。

また、授産施設等に対する官公需発注の配慮について、国からの通知に基づき、機会あるごとに庁内及び市町村関係部長宛に周知を行なっている。

さらに、平成 16 年 11 月に地方自治法施行令が改正され契約額にかかわらず随意契約できる範囲に授産施設等から物品等を調達する場が追加されたので、所要の規則改正を行なうと共に、「障害者授産施設等からの授産物品等の調達に関する取扱指針」についても改正を行い、庁内に周知し授産製品の調達拡大に努めている。

なお、授産製品の購入実績については表 1-13 のとおりとなっている。

表 1-13 授産製品購入実績

	12 年度	13 年度	14 年度
発注件数	21 件	61 件	101 件
発注金額(千円)	12,453	20,092	64,222
	15 年度	16 年度	17 年度
発注件数	180 件	190 件	180 件
発注金額(千円)	44,965	40,456	46,365

平成 16 年 11 月地方自治法施行令改正の概要

平成 16 年 11 月 8 日に地方自治法施行令が改正され、随意契約することにより、下記の障害福祉施設等からの物品等を購入〔買入契約〕する場合が加えられた。(地方自治法施行令 167 条の 2)

- ・ 身体障害者更生施設・身体障害者授産施設
(福祉工場・小規模通所授産施設を含む)
- ・ 精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場
(小規模通所授産施設を含む)
- ・ 知的障害者更生施設・知的障害者授産施設
(福祉工場・小規模通所授産施設を含む)

- ・ 小規模作業所
(障害者基本法の規定により必要な費用の助成を受けている施設)

また、同改正により、下記の団体から役務の提供を受ける契約を行う場合も、随意契約できる範囲として規定された。

- ・ シルバー人材センター (連合)
- ・ 母子 (寡婦) 福祉団体

大阪府財務規則改正の概要

地方自治法施行令に定める随意契約を行なう際の公表手続き等を追加し、平成 17 年 7 月 1 日に施行した。

なお、規定に定める公表等の手続きについては、健康福祉部障害保健福祉室施設福祉課が一括してホームページ掲載等の方法により行なう。

2 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用(平成11年度～16年度)

(1) 障害者の雇用促進

①緊急地域雇用創出基金による障害者雇用の拡大

緊急地域雇用創出特別基金事業においては、就職困難層の雇用促進の取り組みを一層充実することとし、平成15年度からその基本方針において、「特に雇用環境の厳しい障害者については、新規雇用予定者の3%の雇用・就業をめざす。」こととし、この目標が達成できるよう取り組んだ。

その結果、基金事業における障害者雇用率については、平成15・16年度とも3%を上回った。(表2-1)

表 2-1 緊急地域雇用特別基金事業雇用実績（大阪府）

年度	新規雇用・就業者数等			※ ○ カッコは、障害者雇用率を示す		
				全 体	障害者	母子家庭の母
平成 11 年度	延人日	68,023	雇用・就業	55,358	2,592(4.7%)	3,096
			研修・講習	12,665	1,074	2,507
	実人数	4,061	雇用・就業	2,895	231(8.0%)	104
			研修・講習	1,166	64	162
平成 12 年度	延人日	185,518	雇用・就業	162,593	5,684(3.5%)	4,412
			研修・講習	22,925	1,597	3,826
	実人数	9,437	雇用・就業	6,440	257(4.0%)	79
			研修・講習	2,997	155	288
平成 13 年度	延人日	183,048	雇用・就業	160,649	16,634(10.4%)	2,616
			研修・講習	22,399	3,297	5,786
	実人数	8,013	雇用・就業	4,777	204(4.3%)	39
			研修・講習	3,236	279	449
平成 14 年度	延人日	276,099	雇用・就業	276,099	16,436(6.0%)	6,716
			研修・講習	—	—	—
	実人数	5,403	雇用・就業	5,403	237(4.4%)	100
			研修・講習	—	—	—
平成 15 年度	延人日	302,329	雇用・就業	302,329	16,912(5.6%)	5,336
			研修・講習	—	—	—
	実人数	5,359	雇用・就業	5,359	216(4.0%)	73
			研修・講習	—	—	—
平成 16 年度	延人日	264,723	雇用・就業	264,723	12,893(4.9%)	7,311
			研修・講習	—	—	—
	実人数	4,762	雇用・就業	4,762	180(3.8%)	111
			研修・講習	—	—	—

(2) 常用雇用促進に向けた取組み

①基金での新規雇用労働者の再就職についての働きかけ

緊急地域雇用創出特別基金事業終了後の新規雇用労働者の再就職の促進については、平成14年度に厚生労働省から「緊急地域雇用創出特別基金事業終了後の新規雇用労働者の再就職の促進について」が通知された。同通知では、基金事業の委託先に対して基金事業に従事する新規雇用労働者を可能な限り基金事業終了後正式に雇用するよう促すことや雇用契約期間の満了が近づいている新規雇用労働者の再就職活動を促すことなどが示されている。同通知を踏まえ、府としても、特別基金事業を受託した事業主に対して、新規雇用労働者の再就職の促進について働きかけを行なった。

表 2-2 新規雇用の失業者のうち正式雇用者数*

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正式雇用者数	2人	66人	51人	108人

※新規雇用労働者のうち、基金事業終了後、基金事業の委託先に引き続き正式雇用された者の数

(3) 求人情報の効果的な情報提供システムの構築

① 求人情報の提供の充実・市町村への働きかけ

基金事業の採択にあたっては、雇用創出効果の評価において、就職困難層の雇用を予定している事業を高く評価する基準を設け、就職困難層に配慮した事業が多数採択されるよう積極的な配慮に努めた。それらの事業において、特に障害者、母子家庭の母の新規雇用を促進するため、府ホームページに「基金事業による障害者の方への求人情報」を開設、障害者団体等への求人票写しのファックスによる情報提供、母子寡婦福祉団体等を通じた情報提供を行った。

障害者雇用の促進については、地域就労支援事業との連携を図るため、地域就労支援ケース連絡協議会や市町村地域就労支援センターに対して求人票写しの情報提供を行った。

母子家庭の母等の雇用促進については、様々な機関・団体に対し母子家庭等就業・自立支援センターを活用して求人を行うよう勧奨するなど、その推進に努めた。その結果、平成 15 年度には 30 名の求人のうち 15 名が就職につながり、平成 16 年度には 25 名の求人のうち 17 名が就職につながった。

市町村に対しては、基金事業の実施により、障害者等の雇用・就業機会の拡大を図るよう、機会あるごと働きかけた。府ホームページに「基金事業による障害者の方への求人情報」を開設し掲載を行った。また、障害者の雇用を主眼とする事業を実施する市町村に対し、その事業費を追加配分し、市町村事業における障害者の雇用を促進した。

3 既存資源の福祉活用の検討

(1) 既存資源の活用に向けた地域ニーズとのマッチングシステムの検討

①府営住宅

■知的障害者・精神障害者グループホーム・ケアホームへの府営住宅の提供

知的障害者・精神障害者の自立を促進するため、グループホーム・ケアホームの開設にあたり、府営住宅の提供を拡大している。(表3-1)

平成13年までに知的障害者のグループホーム・ケアホームについては35カ所(60戸)で143人分を開設、公営住宅の活用による開設としては、府営住宅は全国の約1/3に達している。

なお、精神障害者のグループホーム・ケアホームは、13年度末現在1カ所(2戸)5人分が開設済である。(開設件数は、大阪市、堺市を含む。)

平成14年度以降も引き続き、入居者向け広報誌や冊子に啓発記事を掲載することなどにより、府営住宅入居者への啓発活動を継続して実施した。

表3-1 グループホーム・ケアホームの開設箇所及び戸数

	平成13年度まで	平成14年度	平成15年度	平成16年度
知的障害者	35ヶ所 (60戸)	16ヶ所 (31戸)	22ヶ所 (36戸)	18ヶ所 (31戸)
精神障害者	1ヶ所 (2戸)	1ヶ所 (2戸)	2ヶ所 (4戸)	5ヶ所 (10戸)
	平成17年度	平成18年度	整備数計	
知的障害者	15ヶ所 (27戸)	27ヶ所 (54戸)	133ヶ所 (239戸)	
精神障害者	2ヶ所 (4戸)	3ヶ所 (3戸)	14ヶ所 (25戸)	

*開設件数は大阪市、堺市を含む

■認知症高齢者グループホーム・ケアホームへの提供

認知症高齢者のグループホーム・ケアホームとして府営住宅を提供するための課題や解決方策について検討し、平成13年度には整備条件に合致した府営堺市御池台住宅を選定し、モデル事業(定員5名)を実施し、平成15年度には府営堺市赤坂台3丁住宅において2例目のモデル事業(定員6名)を実施、平成15年7月1日に開設した。

■車いす常用者世帯向け住宅（MAIハウス）の整備

車いす常用者世帯に対し、住宅に入居される方の身体特性をあらかじめ個別に測定し、その結果をもとに風呂や便所・台所の流し台などの仕様を決定するハーフメイド方式による車いす常用者世帯向け住宅（MAIハウス）の整備、提供を、昭和56年度から平成13年度末までには553戸建設した。

また、既設の中高層住宅1階妻側等の空き家を対象に、車いす用出入口（スロープ）等の設置や浴室・便所等の改善、非常用インターホン等の設置などを行う「車いす常用者世帯向け改善」を実施し平成13年度末までに64戸の改善を実施した。

（表3-2）

表3-2 MAIハウス及び車いす常用者世帯向け改善の実施状況

	昭和56～ 平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
MAIハウス	553戸	49戸	32戸	47戸	43戸	36戸
車いす常用者 世帯向け改善	64戸	4戸	4戸	4戸	4戸	4戸

■府営住宅におけるシルバーハウジングの整備

高齢単身者や高齢夫婦のみ世帯が、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、福祉政策と連携のもと市町村が福祉サービスを行うシルバーハウジングを、平成3年度から平成15年度までに420戸建設した。

■府営住宅敷地の有効活用による社会福祉施設との合築や併設

平成14年度以降に建替えに着手する大規模団地（100戸以上）について、原則として保育所又は高齢者施設等の合築・併設を行うことを、建替えに係る国の補助の要件とされた。

社会福祉施設との合築・併設にあたり、できるだけ的確に社会福祉ニーズをマッチングすることができるよう、関係部局と情報提供のスキーム等の検討を行い、該当の市町と調整を進めているところである。

②府立高等学校余裕教室

■府立高等学校余裕教室の福祉的活用の検討

府立高等学校の余裕教室等の積極的な活用に向けた府教育委員会としての方向性を示す「府立高等学校余裕教室等活用指針」を策定するとともに、余裕教室等の具体的活用方策を示す「府立高等学校教室開放プログラム」を作成し、NPOや府

民グループ等への活動の場の提供に取り組み、それらの情報はホームページを活用して提供している。(表 3-3)

表 3-3 府立高等学校余裕教室等活用推進事業*実施状況

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	延べ学校数
実施校	26校	50校	62校	66校	67校	271校
うち 福祉的活用	4校	6校	9校	7校	7校	33校

*平成 14・15 年度は「府立高等学校余裕教室等活用推進モデル事業」

(2) 府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援

①優先入居

府営住宅では、総合募集、シルバーハウジング・車いす常用者世帯向け住宅募集、住宅困窮度評定募集、あき家待ち特別募集などの方法で募集を行っている。募集戸数は、府営住宅全戸数である約 136,000 戸のうちの 4,000 戸から 6,000 戸程度を毎年度募集している。

そのうち総合募集においては、高齢者世帯、母子世帯（母子世帯に準じる状況にある世帯を含む）、障害者世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯などを対象とした優先入居（福祉世帯向け）を設定し、高齢者向け改善住宅他を除く総合募集戸数に対する福祉世帯向けの募集割合を概ね 6 割程度として提供している。これら福祉世帯向け募集は、住宅困窮度の高い人たちを優先的に入居させるため重要であるので、引き続き概ね 6 割程度として募集していく。(表 3-4)

表 3-4 総合募集における福祉世帯向け募集の状況

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
総合募集戸数	6,531戸	5,833戸	6,065戸
一般世帯向け	2,423戸(40.1%)	2,279戸(42.3%)	2,378戸(43.8%)
福祉世帯向け	3,625戸(59.9%)	3,104戸(57.7%)	3,049戸(56.2%)
高齢者改善・新婚子育て他	483戸	450戸	638戸
	平成 17 年度	平成 18 年度	
総合募集戸数	4,106戸	5,197戸	
一般世帯向け	1,609戸(46.2%)	2,055戸(44.8%)	
福祉世帯向け	1,875戸(53.8%)	2,533戸(55.2%)	
高齢者改善・新婚子育て他	622戸	609戸	

■介護を必要とする高齢者の府営住宅入居のための介護体制の確立

介護を必要とする高齢者及び重度身体障害者の単身入居資格における自活要件については、政令の改正により手続等が明確化された。その結果、高齢者・重度身体障害者の公営住宅への単身入居が可能となった。

■重度身体障害者の府営住宅入居のための介護体制とその確立

公営住宅法施行令の改正により、高齢者及び身体障害者の場合、必要な介護を受けることができれば自活要件を満たすこととなったが、知的障害者・精神障害者等の公営住宅への単身入居資格は未だに認められていないことから、資格追加について継続して国に要望していたところ。

その結果、平成17年12月に公営住宅法施行令が改正され、知的障害者・精神障害者の公営住宅への単身入居が可能となったため、平成18年度第1回総合募集（平成18年5月）から募集制度に反映した。

■特別養護老人ホームの要退所者の府営住宅への受入れ

特別養護老人ホーム退所者については、従来退所者を含む高齢者を住宅困窮度の高い「福祉世帯」として優先枠を設けて募集しているほか、「生活支援ハウス」の整備促進により受け皿の確保を図るなど、退所者の円滑な入居が進むよう検討を行っている。

また、特別養護老人ホーム入所者で、介護認定において、「非該当（自立）」又は「要支援」と判定されたことにより、平成17年度以降に退所しなければならない高齢者（要退所者）の状況把握を行ってきたが、その結果、平成16年度年度末時点で、当該施設入所者で経過措置対象者はいない。

■母子世帯に準ずる世帯の府営住宅への入居

ドメスティックバイオレンス等により、婚姻関係が事実上破綻している世帯の母子の入居について検討を行い、女性相談センター、子ども家庭センター等の証明により、平成13年11月の総合募集申込者から受付を開始するとともに、平成17年度にはDV被害者が府営住宅を一時的に利用するための制度を創設し、モデル的に2戸確保している。

また、平成17年12月に公営住宅法施行令が改正され、DV被害者の単身入居が可能となったため、平成18年度第1回総合募集（平成18年5月）から募集制度に反映した。

②入居後の福祉支援

■府営住宅等における住宅供給と福祉サービスの新たな連携モデル団地の形成

高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目指し、住宅供給と福祉サービスの新たな連携モデル団地の形成の検討として、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を実施している。

4 公務労働分野における障害者等の就労促進方策の検討

(1) 障害者等就労支援推進会議の開催

障害者等就労支援推進会議の下に設置した公務労働検討チームにおいて、本庁における知的障害者の職場実習の受入れや非常勤職員としてのモデル雇用などを実施しつつ、公務労働分野における障害者の就労促進のあり方について、検討を行なっているところである。また、同じく厳しい雇用環境に置かれている母子家庭の母等についてもその対象範囲に加え、府自らが積極的に雇用を進める手法について、継続して検討を行なっている。(表 4-1)

表 4-1 障害者等就労支援推進会議（公務労働検討チーム会議）の開催状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
開催日時	15.5.29 他2回	16.6.16 他1回	17.6.21 他2回	18.6.1 他2回
議 題	・知的障害者職場実習及び非常勤雇用のモデル実施について 等	・精神障害者に関する取り組みについて 等	・公務労働検討チーム検討状況について 等	・知的障害者の職場実習等取り組みについて 等

(2) 知的障害者の非常勤職員での雇用（事務）に向けた取組み

①職場実習の受け入れ

大阪府では平成 12 年度から、本庁職場において知的障害者の職場実習の受け入れを表 4-2 のとおり実施しており、毎年度、ほぼ全庁的規模で受け入れを行ない、平成 18 年度においては、10 部局等 19 所属で 20 名の実習生を受け入れた。

②非常勤職員としてのモデル雇用（事務）

また、実習の継続により就労促進方策の検証を続けながら、期間の長期化など、より実践的な取組みにチャレンジすることが必要であるため、平成 15 年度には、障害者の就労支援に主導的な役割を果たすべき健康福祉部において、非常勤職員としてのモデル雇用（事務）を実施し、平成 16 年度からは他の部局においても取り組みを行った。これまでの取組みの中で、実習・雇用期間、事務量や業務内容、職場定着のためのフォロー体制の整備等多くの課題もあり、引き続き知的障害者の就労拡大に向けた検討を行なっていく。これまでの非常勤モデル雇用状況については表 4-3 のとおりとなっている。

表 4-2 知的障害者非常勤モデル雇用（事務）の概要

雇用期間	2ヶ月程度
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞收受、仕分け及び切り抜きコピー ・ 書類整理、発送業務 ・ 原稿からのパソコン入力

表 4-3 知的障害者非常勤モデル雇用（事務）受入れ状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
モデル雇用実施部局及び人数	1部局 2名 (内訳) 健康福祉部 2名 健康福祉総務課 1名 障害保健福祉室 就労支援課 1名	2部局 2名 (内訳) 健康福祉部 1名 健康福祉総務課 1名 教育委員会 1名 教育振興室 障害教育課 1名	4部局 6名 (内訳) 健康福祉部 3名 健康福祉総務課 1名 障害保健福祉室 地域生活支援課 1名 精神保健福祉課 1名 環境農林水産部 1 農政室整備課 1名 土木部 1名 下水道課 1名 教育委員会 1名 教育振興室 障害教育課 1名	6部局 8名 (内訳) 健康福祉部 3名 健康福祉総務課 1名 障害保健福祉室 自立支援課 1名 地域生活支援課 1名 商工労働部 1名 雇用推進室 雇用対策課 1名 環境農林水産部 1名 動物愛護畜産課 1名 住宅まちづくり部 1名 建築振興課 1名 水道部 1名 経営企画課 1名 教育委員会 1名 教育振興室 障害教育課 1名

(3) 母子家庭の母等の非常勤職員での雇用（事務）に向けた取組み

母子家庭の母等については、平成 14 年 7 月に、(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会に委託して、職業相談や求人情報の提供など就労面から母子家庭の母等を支援する「母子家庭等就業支援センター」を開設し、同センターに対し、府及び関係団体が非常勤職員等の求人情報の提供を行うことにより、母子家庭の母等の雇用を促進してきた。平成 15 年度以降の非常勤職員としての雇用状況は表 4-4 のとおりとなっている。

表 4-4 母子家庭の母等の非常勤職員（事務）雇用状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度 (予定)
非常勤職員雇用者数	29	18	18	36	32
健康福祉部*	23	15	16	34	27
児童家庭室	16	10	12	11	14
児童家庭室以外	7	5	4	23	13
健康福祉部以外	6	3	2	2	5

※知的障害者、母子家庭の母等の雇用・就労支援に主導的な役割を果たすべき健康福祉部において、平成 18 年度から部内全課において、知的障害者又は母子家庭の母の非常勤職員のどちらか 1 名の雇用を行なっていく対応方針による取組みを進めている。

(4) 公務労働におけるさらなる取組み

①知的障害者モデル実習

平成 15 年度から知的障害者の秘書業務における適職の可能性を検討するため、実習生をモデル的に受け入れている。(表 4-5)

表 4-5 知的障害者モデル実習の概要

実習期間	6ヶ月～1年程度
実習場所	知事公室秘書課
実習内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室内の清掃 ・ 湯茶の接待 ・ 洗い物 ・ 収受文書の仕分け
実施方法	府と(社福)大阪知的障害者育成会とが相互協力して行ない、育成会は、実習期間中に定期的に専門職員の巡回指導や助言等の必要な支援を行なう。

②精神障害者職場実習

平成 16 年度から精神障害者の適職の開発や雇用における課題の整理等を行い、公務労働における精神障害者の就労支援方策の検討に資するため、職場実習の取組みを行なっている。(表 4-6)

表 4-6 精神障害者職場実習の概要

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実習期間	1 ヶ月程度	1 ヶ月程度	1 ヶ月程度
参加者人数	5 名	10 名	9 名
実習場所	3 部局 3 所属	5 部局 5 所属	5 部局 5 所属
実習内容	事務補助 (資料作成、資料整理等)	事務補助 (資料作成、資料整理等)	事務補助 (資料作成、資料整理等)
実施方法	2 名 1 組 (原則) で 1 所属に配置。 コーディネーターによるサポート、ミーティング等のフォローを実施。	2 名 1 組で 1 所属に配置。 コーディネーターによるサポート、ミーティング等のフォローを実施。	2 名 1 組 (原則) で 1 所属に配置。 コーディネーターによるサポート、ミーティング等のフォローを実施。

5 プロジェクト外報告書策定（平成 15 年 3 月）以降の新たな取組み

（1）公の施設における指定管理者制度導入にあたって、障害者雇用の促進など「行政の福祉化」の観点を検討

指定管理者制度の導入にあたって選定基準に行政の福祉化の視点を盛り込むよう、平成 16 年 1 1 月に庁内関係部局で構成する検討ワーキングを立ち上げ検討をすすめてきた。

その結果、障害者法定雇用率や各種就労支援事業を活用した雇用、知的障害者の清掃現場就業に対する取組みなどを行政の福祉化の観点として導入できるよう検討を行い、指定管理者の選定にあたって行政の福祉化関連項目として審査基準等に盛り込んだ。

募集要項(抜粋)

4 募集に際しての基本条件

(1) 申請者資格

～略～

(2) 管理者として果たしていただくべき責務

オ 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、対応をしていただきます。

《一定規模の事業所とは》

- ① 常時使用する従業員数が 25 人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

カ 人権研修の実施

指定管理者は、〇〇センターの管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

キ 障害者法定雇用率の達成への取組み

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。

応募段階で障害者法定雇用率を達成できていない場合は、障害者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を中心に誠実に履行してください。

7. 指定管理者の選定

《審査基準》

平等利用の確保をもとに、効果的効率的な管理運営の具体策を審査します。

評価方針	評価項目	点数
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策【00点】	①施設の設置目的及び管理運営方針	00
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	00
~~~~~	~~~~~	~~~~~
その他管理に際して必要な事項【10点】	○府施策との整合 ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 5点 就職困難層への雇用・就労支援（3点） 知的障害者の清掃現場就業状況（2点） ・府民、NPOとの協働 2点 ・環境問題への取組み 2点	10点

※ 府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援（3点）についての配点の内訳は下記のとおりとする。

※ 就職困難者の雇用については、原則として既存雇用とするが、雇用予定の場合も可とする。

・地域就労支援センター ・障害者就業・生活支援（準備）センター ・母子家庭等就業・自立支援センター ・ホームレス自立支援センター の活用による就職困難者の雇用を評価する。  ・おおさか人材雇用開発人権センター（C-Step）への加入の有無	C-Step 加入 ⇒ 1点 雇用者1名 ⇒ 2点 雇用者1名+C-Step 加入 ⇒ 3点 雇用者2名以上 ⇒ 3点
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

### 《最優先交渉権者の選定》

- 選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者とします。
- ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、上記《審査基準》における「評価方針」の5つについて、いずれかが無得点（0点）の場合は、総合的に劣るものとして、選定されないこととなります。
- 複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

併せて、障害者の清掃訓練等を通じたエルチャレンジへの随意契約についても考え方の整理を行い、府の政策的意思としてエルチャレンジとの随意契約を行なうこととした。

表 5-1 対象物件一覧（通年現場）

所 管	施 設	業務内容	備考
生活文化部	女性総合センター	施設内日常清掃等	
健康福祉部	健康科学センター	施設内日常・定期清掃等	
健康福祉部	大型児童館ビックバン	施設内日常・定期清掃等	
商工労働部	国際会議場	会場入り口・周辺付近	
環境農林水産部	花の文化園	施設内日常・定期清掃等	
都市整備部	服部公園緑地	人力除草・園内清掃	

また、公募の際、指定管理者が導入される施設における現場説明会において、行政の福祉化に係る評価関連項目について関係課による支援体制を構築し説明を行なうなど、平成18年4月を目処に各々の施設において円滑に導入されるよう周知に努めた。指定管理者制度導入対象 65 施設（56 現場）における行政の福祉化関係の提案等の状況については、表 5-2 のとおりであり、今後、提案された内容を確実に履行されるよう、施設担当課と連携して進めていく。

表 5-2 公の施設における就職困難者等の雇用状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

	新規雇用	既雇用
	提案数	
就職困難者への雇用就労支援 (各種就労支援(センター)事業を活用した法人での雇用)	35人	112人
地域就労支援センター	6人	28人
障害者就業・生活支援(準備)センター	15人	5人
母子家庭等就業・生活自立センター	13人	12人
ホームレス自立支援センター	1人	67人
知的障害者の清掃現場就業	40人	3人

## (2) 清掃業務を活用した総合評価一般競争入札をはじめとする府の行政の福祉化の取組みの市町村への普及啓発

大阪府の行政の福祉化の取組みの市町村等への普及啓発については、従来から大阪府市長会・町村長会福祉合同主催者会議の場を活用するなどして行なっているところであるが、平成18年度においては市長会人権部会・町村長会行財政部会（人権主催者）会議の場も活用し、市町村人権施策担当課への説明も行なった。（表5-3）

また昨年に引き続き、各市町村の福祉関係部局、労働関係部局、契約関係部局、人権担当部局を一同に対象とした説明会を主催し、地域別に4ブロックに分けて実施した。

（表5-4）

さらには、府の指定出資法人及び民間社会福祉法人に対しても会議の場を通じて普及啓発に努めている。

表5-3 市長会・町村長会を通じた普及啓発

	開催日	会議名	説明概要
平成16年度	H16.7.12	福祉合同主催者会議	① 行政の福祉化の取組み ～府の清掃業務を活用した平成16年度総合評価一般競争入札制度の実施結果について～
平成17年度	H17.7.11	福祉合同主催者会議	① 府の清掃業務を活用した平成17年度総合評価一般競争入札制度の実施について ② 指定管理者募集にかかる行政の福祉化について
平成18年度	H18.9.11	福祉合同主催者会議	① 行政の福祉化の取組み状況について
	H18.10.13	人権部長・人権主催者会議	① 行政の福祉化の取組み状況について

表 5-4 市町村ブロック別説明会の実施

地域名	開催場所	開催日	出席者
三島・豊能	三島府民	H17.11.7	府： 健康福祉総務課、計画推進課、 労政課、雇用対策課、契約第2課
	センタービル	H18.11.8	
中・南河内	東大阪市役所	H17.11.8	市町村： 福祉担当課、労働担当課、 契約担当課、人権担当課
	南河内府民センタービル	H18.11.10	
泉南・泉北	泉南府民	H17.11.9	市町村： 福祉担当課、労働担当課、 契約担当課、人権担当課
	センタービル	H18.11.13	
北河内	北河内府民	H17.11.11	市町村： 福祉担当課、労働担当課、 契約担当課、人権担当課
	センタービル	H18.11.9	
<p>説明概要</p> <p>「清掃業務に係る総合評価入札制度について-府の取組事例-」</p> <p>① 行政の福祉化について</p> <p>② 清掃業務に係る総合評価入札制度について</p> <p>③ 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)について</p> <p>④ 地域就労支援事業について 等</p>			

(3) 行政の福祉化推進会議を始めとする推進体制の整備

①行政の福祉化推進会議

	開催年月日	主な議題
平成 15 年度	H15.7.11	① 行政の福祉化推進会議と行政の福祉化推進員について ② 清掃業務における総合評価入札制度(総合評価方式)の実施について ② 知的障害者(非常勤職員)による府出先機関での清掃の取り組みについて ③ 平成15年度の主な取り組みについて 等
	H15.9.12	① 障害者ITサポートセンターへの業務発注について ② 母子家庭の母等の就労支援について 等
平成 16 年度	H16.6.3	① 平成16年度行政の福祉化推進員について ② 平成15年度の取り組み状況及び平成16年度の取り組み目標について 等
	H16.9.27	① 指定管理者制度の導入における行政の福祉化の考え方について ② 公の施設における建物等清掃業務の発注状況について 等
平成 17 年度	H17.6.20	① 指定管理者制度導入にあたっての行政の福祉化について ② 行政の福祉化等における知的障害者・就職困難者等の今後の方向性について ③ 平成16年度の取り組み状況及び平成17年度の取り組み目標について 等
	H18.2.14	① 指定管理者制度の導入の状況(行政の福祉化関係)について ② 平成17年度行政の福祉化取り組み状況調査及び進捗状況報告書について ③ 知的障害者・就職困難者等の非常勤事務職員の雇用について 等
平成 18 年度	H18.7.28	① 指定管理者制度における行政の福祉化関連項目の履行について
	H19.2.29	① 指定管理者制度導入施設における行政の福祉化への取組状況について ② 『「行政の福祉化」の取組状況について(報告)(案)』の改訂について ③ 知的障害者・就職困難者等の非常勤事務職員の雇用について 等

## ②人権の視点に立った制度検討会の設置

### ■ 目的

全国的に行財政改革の推進や効率性を追求する様々な取組みが進められている中、大阪府においては、入札契約業務の改善等について、全国に先駆けて行政の福祉化や人権尊重の視点を導入し、障害者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用・就労機会の創出や自立支援につなげる取組みを、総合評価一般競争入札制度や指定管理者制度に反映し、進めてきたところであるが、これらの取組みをさらに進めるため、庁内関係課による検討の成果を踏まえ、各制度の充実を図っていくことを目的とする。

### ■ 構成

総務部、企画調整部、健康福祉部、商工労働部、契約局

### ■ 検討テーマ

- ・総合評価一般競争入札制度の市町村等への拡大方策
- ・総合評価一般競争入札制度の適用範囲の拡大
- ・総合評価一般競争入札制度における積算基準
- ・指定管理者制度における運用 等

### ■ 設置年月日

平成17年8月10日

### ■ 「行政の福祉化」の主な取組みによる障害者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用状況【総括表】

	知的障害者の清掃 現場就業	就職困難者への雇用 就労支援 (各種就労支援(センター) した法人での雇用)	備考
総合評価入札制度	70	75	
大規模(9施設)	63	72	
中規模(3施設)	3	3	
小規模(4施設)	4	—	
指定管理者制度(65施設)	40	35	指定管理者からの提案数
合 計	110	110	